

保護者様

新潟県立村松高等学校長

出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ ※	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって 3 日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風疹	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって 2 日を経過するまで
	8 新型コロナウイルス感染症 ※	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	9 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	10 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	11 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	12 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、「登校許可証明書」は必要ありません。

別紙「療養解除届」を保護者が記入し、提出してください。

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登校許可証明書

年 組 氏名

診断名〔 〕			
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。			
初診日	令和	年	月 日
登校しても良いと認められる日	令和	年	月 日
令和	年	月	日
医療機関名			

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第 1 種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ エボラ出血熱 ○ 痘そう ○ ペスト ○ ラッサ熱 ○ ジフテリア ○ 鳥インフルエンザ (H5N1) ○ 新型インフルエンザ ○ クリミア・コンゴ出血熱 ○ 南米出血熱 ○ マールブルグ病 ○ 急性灰白髄炎(ポリオ) ○ 重症急性呼吸器症候群 (SARS)
第 2 種	表面参照	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザ (H5N1を除く) ○ 麻疹 (はしか) ○ 風疹 (三日ばしか) ○ 咽頭結膜熱 (プール熱) ○ 結核 ○ 百日咳 ○ 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) ○ 水痘 (水ぼうそう) ○ 新型コロナウイルス感染症 ○ 髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ コレラ ○ 腸チフス ○ パラチフス ○ 急性出血性結膜炎 (アポロ病) ○ その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ肺炎 ・流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) ○ 細菌性赤痢 ○ 腸管出血性大腸菌感染症 (O157)

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より

※「出席停止について」の文書を印刷し、主治医から登校許可証明書を記入してもらってから、登校してください。